

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領及び配慮マニュアルに沿った対応)

第1条 この契約による事務若しくは事業の委託又は工事請負、物品購入等（以下「本件業務」という。）の委託等を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年埼玉県条例第18号）に定めるもののほか、朝霞市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年8月制定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、朝霞市障害のある方への配慮マニュアル（平成28年11月制定）に示す障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。